

# 自主防災組織 結成・運営マニュアル

## 目次

1	はじめに	1
2	自主防災組織について	2
3	自主防災組織の結成について	3
4	活動目標・計画の設定、自主防災活動の実施	4
5	資料1～5	

令和4年4月

那須町総務課



## はじめに

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが認識されることとなりました。そして、平成23年に発生した東日本大震災等を経て、自助・共助による防災活動の重要性が改めて認識されているところです。

町では、こうした状況を踏まえ、地域の自主防災活動を推進し、地域防災力の向上を目的として、「自主防災組織結成・運営マニュアル」を定めました。

このマニュアルは、いつ発生するか分からない災害に備えて、平時から地域防災活動に取り組むため、自主防災組織の結成や運営の参考として活用されることを目的として作成しています。

大規模な災害が発生した際には、平時からの準備、そして発災時の初期行動がとても重要です。地域の特性を把握するとともに、発生が予想される災害を想定した防災訓練・避難訓練の実施や学習会等の開催により、地域防災力を高めていくことが不可欠です。

本マニュアルを参考にいただき、町民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地域における自主防災活動に取り組んでいただくことをお願いいたします。

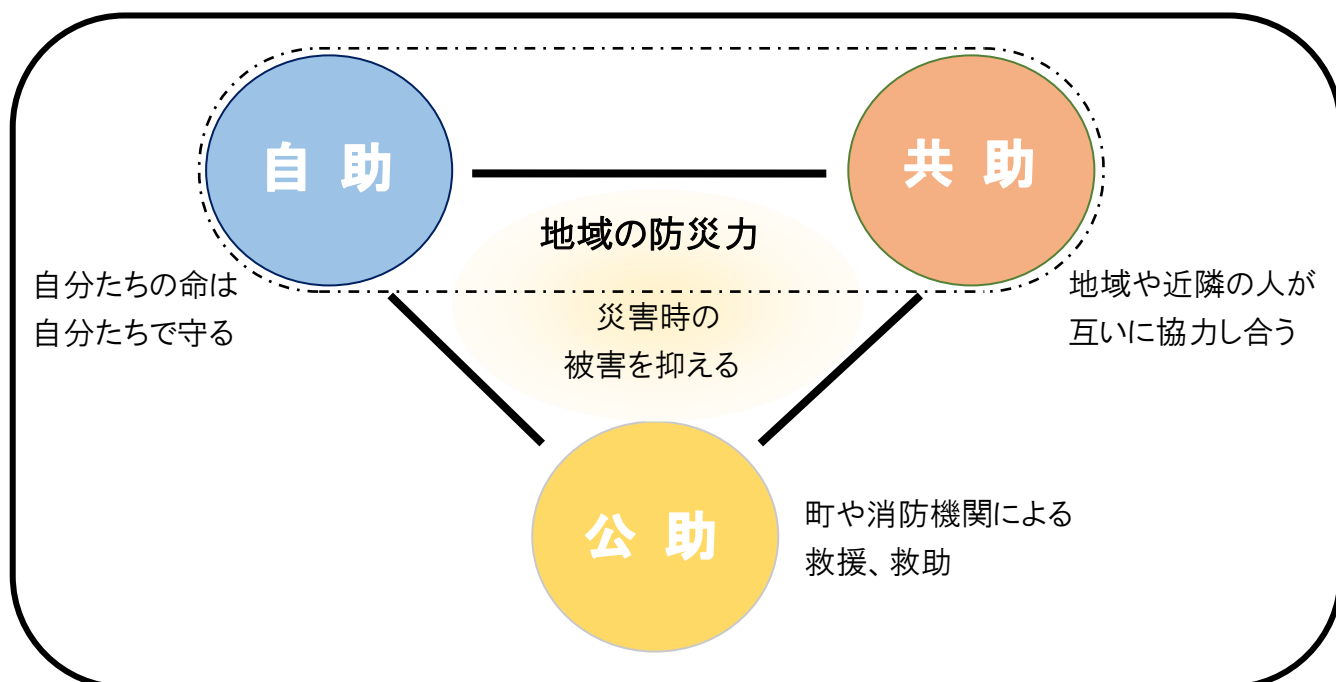
## 自主防災組織について

### (1) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と地域住民の助け合いの精神に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

### (2) 自主防災組織の必要性

災害の規模が大きい場合、情報の混乱や道路が寸断される等の理由によって、町や消防機関等の防災関係機関の活動能力（公助）が著しく低下することが予想されます。そのため、「自分たちの命は自分たちで守る（自助）」と「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」の意識に基づき、地域防災活動に取り組むことが重要であり、災害による被害を最小限にとどめるためには、自主防災組織が必要です。



## 自主防災組織の結成について

### (1) 自主防災組織を結成する

自主防災組織の結成にあたっては、平時から地域活動でつながりがある自治会単位で取り組む方法が一般的ですが、既存の団体とは別に新たな組織として結成する方法もあります。

地域の実情に合わせて組織を結成しましょう。

#### 自主防災組織の結成方法(参考)

- ①自治会などの既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。
- ②既存の団体の下に、別の自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
- ③地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

### (2) 役員の選出、役割分担の決定

自主防災組織の活動を進めていくためには、構成員一人ひとりの役割分担を決める必要があります。

組織の会長、副会長、役員を選出し、スムーズな防災活動のための班編成を行いましょう。

#### 班編成の例

班名	平時の役割	災害時の役割
総務班	全体調整、他機関との連絡調整、避難行動要支援者の把握	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達、広報活動	状況把握、報告活動
消火班	器具点検、防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
避難誘導班	避難路・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水・食料等の配分、炊き出し等の給食・給水活動

### (3) 自主防災組織規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約（運営ルール）を作成する必要があります。

住民の意見を取り入れながら、規約を作成しましょう。

なお、自治会などの既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる場合は、自治会の規約を改正し、防災活動について記載することで、新たに規約を作成する必要はありません。

## 資料1－自主防災組織規約（例）

### （4）自主防災組織結成届出の提出

自主防災組織を結成した場合、町役場総務課に以下の書類を添えて報告しましょう。

～提出書類～

- 自主防災組織結成届出書（資料2）
- 自主防災組織規約
- 役員名簿
- 組織図、活動内容
- 会員名簿（世帯数が確認できる書類）

#### 自主防災組織結成までの流れ（参考）

- ①地区住民（自治会など）で集まり、自主防災組織の必要性などについて話し合い、地区住民の皆さんから自主防災組織の結成について同意を得ましょう。
- ②自主防災組織活動の中心となる会長、副会長、役員を決めましょう。また、活動班を編成して役割分担を決めましょう。
- ③自主防災組織構成員の意見を取り入れながら、規約を作成しましょう。
- ④自主防災組織の結成について、チラシなどを作成し、地区住民に知らせましょう。
- ⑤自主防災組織の結成について町総務課まで報告しましょう。

## 活動目標・計画の設定、自主防災活動の実施

### （1）活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、実際の活動を通じて防災の知識等を深めながら、活動レベルに応じた目標を設定していきましょう。

また、地域の実情に沿った目標設定とするため、防災マップ等を活用し地域の危険箇所を把握しておくことや、学習会を開催し、防災についての知識や技術を身につけましょう。

### （2）活動計画（地区防災計画）の策定

平常時に行う防災訓練や防災資機材の備蓄、災害時の避難行動や避難生活での相互支援活動等をどのように行うかを具体的に整理するために、地区防災計画を策定しましよ

う。

また、地区防災計画は、地域の実情に合わせた継続可能な計画となるように、定期的に見直しましょう。

策定した地区防災計画を町地域防災計画に定めるよう町防災会議に提案することができます。

資料3－地区防災計画（例）

資料4－地区防災計画提案書

#### 地区防災計画策定までの流れ(参考)

①計画を策定するための取り組み体制(役割分担の決定など)を整え、作業スケジュールや計画の構成等について、町担当者(総務課)と協議しましょう。

②防災まち歩き(地区防災マップの作成)やDIG訓練などを実施し、地区の特性(危険箇所など)や課題を把握しましょう。

③②で把握した内容をもとに、計画(案)を作成しましょう。

※町担当者と相談しながら進めましょう。

④作成した計画(案)を組織全体で確認し、計画を完成させましょう。

⑤完成した地区防災計画を町地域防災計画に定めるよう町防災会議に提案しましょう。

⑥計画に基づき、防災活動を実施しましょう。

また、活動状況に応じ、定期的に計画を見直しましょう。

### (3) 自主防災組織活動の実施

平時は、防災訓練の実施や防災資機材の準備、地域の災害危険個所の把握(地区防災マップの作成)等を行います。

災害時は、地域住民(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導、負傷者の救出、救助等を行います。

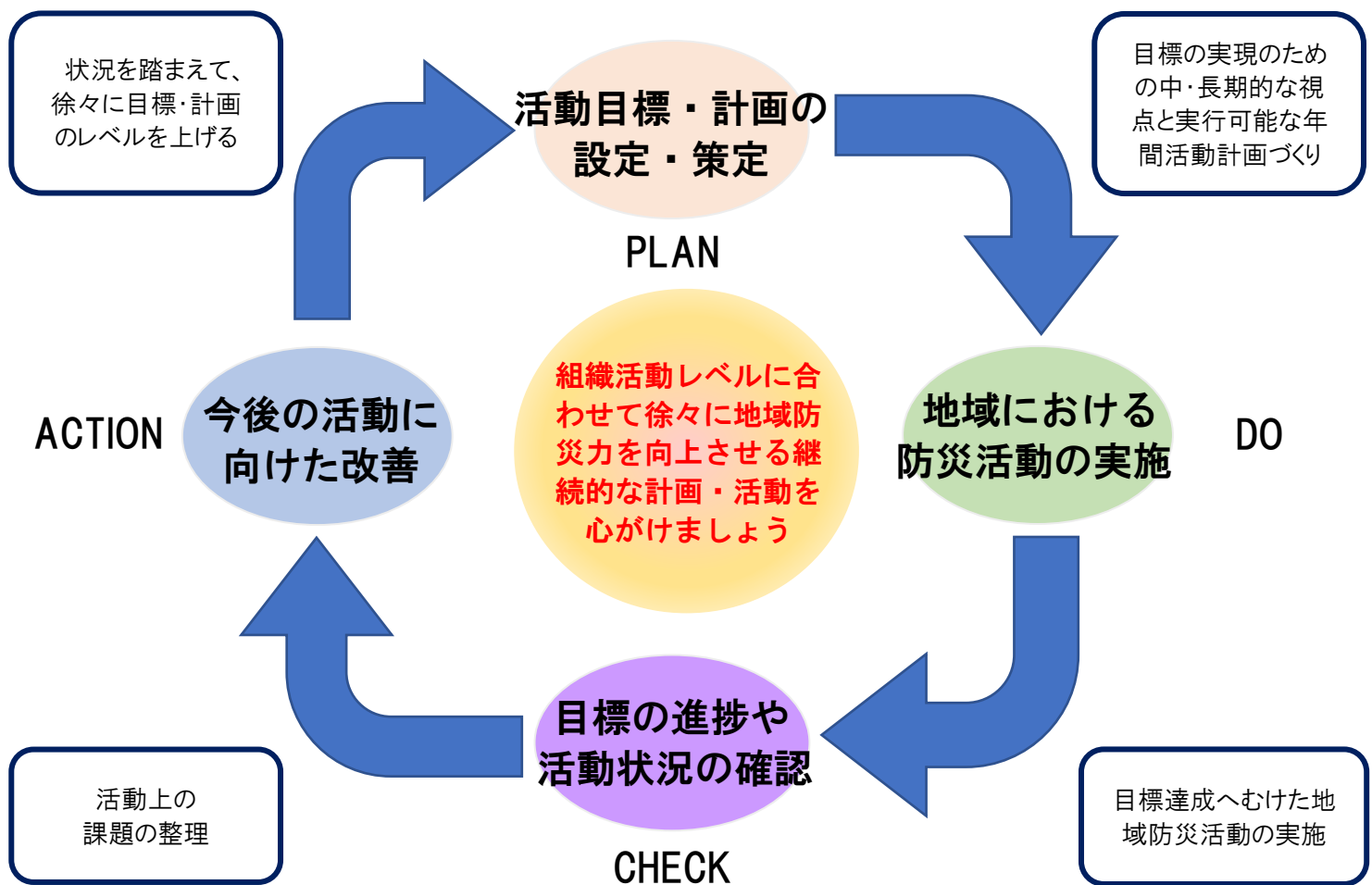
PDCA サイクル(図1)により、レベルに合わせて徐々に地域防災力を向上させる継続的な計画・活動を心がけましょう。

また、活動が重荷に感じないような、気軽に楽しく参加できる活動を目指しましょう。

なお、町では地域の自主防災活動を推進し、地域防災力の向上を目的として、令和元年度から自主防災組織補助金を交付しています。

#### 資料5－自主防災組織補助金について

(図1) 活動目標の設定・活動計画策定の流れ (PDCA サイクル)





## ○防災活動の例

防災訓練の実施、避難行動要支援者の確認、防災学習会・講演会の実施、地区防災マップの作成、地区防災計画の作成、啓発チラシの作成など

### 地区防災マップ作りの流れ(参考)

- ①地区住民(自治会など)で集まり、災害時に危険な場所などを確認・記録するため「防災まち歩き」を実施しましょう。  
(事前準備:まち歩きのコースの決定、那須町防災マップの準備、カメラ、メモ)
- ②地図(なるべく詳しいもの)を用意し、まち歩きで確認した危険箇所や気になった箇所についてペンやシールでマークしましょう。
- ③②の地図を参考に、災害時にどのような行動をとったほうが良いか(どのような場所に、どのようなルートを通して避難すればよいか)等話し合しましょう。
- ④撮影した写真などを活用し、地区防災マップを完成させましょう。

## ○防災訓練の例

情報伝達・収集訓練、DIG 訓練、避難訓練、消火器取扱訓練、避難所運営訓練、応急救護・救出訓練、炊き出し訓練など

### 情報伝達訓練(例)

- ①コントローラーから訓練情報を地区住民に伝達する。
- ②地区住民は連絡網等を活用し、正確な情報を伝達する。
- ③情報班や会長は、情報伝達状況について確認する。

### 情報収集訓練(例)

- ①コントローラーは、情報班や班長などに収集すべき情報の指示を出す。  
(負傷者の有無や避難所における避難者数など)
- ②情報班や班長は、地区住民から情報を収集し、取りまとめる。  
(メモを取り、名前や時間等を記録する)
- ③取りまとめた情報を会長に報告する。

## DIG 訓練について

### ①災害図上訓練(DIG 訓練)とは

地図上に地域の自然条件や危険箇所などの情報を書き込み、災害時の対応策について議論する訓練です。

※DIG・・・Disaster(災害) Imagination(想像力) Game(ゲーム) の略

### ②準備するもの

- 地図(A1 サイズ程度、1/2,500～1/5,000 程度)
- 地図を覆うことができる透明シート
- マジックペン、丸形カラーシール、ふせん、テープ
- まち歩きで撮った写真、メモなど
- 那須町防災マップなど

### ③訓練の流れ

- (1)「地震」「風水害」などの災害をテーマに被害想定などを設定する。
- (2)川・池・沼・鉄道・道路・施設・危険箇所などを色分けして書き込み(シールを貼る)、地区の地形や特性について理解する。
- (3)被害想定に従い、まちがどうなるかを地図に書き込み、被害を未然に防ぐためにはどうするか(予防策)について話し合う。
- (4)グループごとに出されたアイデアを発表し、共有する。

## ○防災資機材の例

目的	防災資機材
情報収集・伝達	メガホン、携帯用ラジオ、地図、メモ帳、マジックなど
初期消火用	消火器、水バケツ、防火衣など
水防用	防水シート、スコップ、ロープ、土のう袋、救命胴衣など
救出用	のこぎり、スコップ、チェーンソー、カッター、はしご、ジャッキなど
救護用	救急箱、テント、毛布、簡易ベッドなど
避難所・避難用	発電機、投光器、寝袋、簡易(携帯)トイレ、モバイルバッテリー、毛布、懐中電灯など
給食・給水用	鍋、コンロ、ガスボンベ、非常用食料、非常用飲料水など
感染症対策用	マスク、消毒液、せっけん、ペーパータオル、使い捨て手袋、フェイスシールド、非接触型体温計など
その他	防災倉庫、ストーブ、燃料、除雪器具など

## 〇〇自主防災組織規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火山災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発
- （2）災害予防に資するための地域の災害危険の把握
- （3）防災訓練の実施
- （4）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- （5）災害備蓄品や防災資機材などの整備
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇自治会（以下「自治会」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会計 1名
- （3）班長 若干名
- （4）監事 2名

- 2 会長、副会長及び班長は、自治会の会長、副会長及び班長をもって充て、会計及び監事は会長が指名する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

#### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指示を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

#### (会議)

第8条 本会に、総会及び役員会をおく。

- 2 会議においては、会長がその議長となる。

#### (総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回、自治会総会と同時に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時にこれを開催することができる。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

#### (役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び班長をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他役員が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、第 4 条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

2 防災計画に定める事項は、役員会において定めるものとする。

(会費等)

第 12 条 本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

## 自主防災組織結成届出書

年 月 日

那 須 町 長

様

自主防災組織名

代表者氏名

印

所 在 那須町大字

電 話

自主防災組織を結成いたしましたので、那須町自主防災組織補助金交付要綱第3条の規定により、届出します。

## 記

組 織 の 名 称	
対 象 区 域	
結 成 年 月 日	年 月 日
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	那須町 大字
代 表 者 電 話 番 号	( )
組 織 の 規 模	( ) 世帯 ( ) 人
備 考	

## 添付書類

1. 自主防災組織規約
2. 役員名簿
3. 組織図・活動内容
4. 会員名簿（世帯数が確認できる書類）

# 〇〇地区防災計画

令和〇〇年〇〇月  
【〇〇地区自主防災組織】

## 目 次

1 基本指針	1
2 計画対象地区と策定主体	2
(1)計画対象地区	2
(2)計画策定主体	2
3 地区の特性と予想される災害	2
(1)地区の特性	2
(2)予想される災害	2
4 活動内容	3
(1)平常時の取組	3
(2)災害時の取組	3
(3)要配慮者(避難行動要支援者)等への支援	4
5 地区の防災対策(具体的な対策)	5
(1)防災体制	5
(2)活動体制	6
(3)地区の連絡網	7
(4)防災関連施設	8
(5)防災資機材等一覧	9
(6)地区防災マップ	9
(7)地区防災訓練の実施	10
(8)資機材、器具等の点検	10
(9)要配慮者(避難行動要支援者)への支援体制の整備	10

## 資 料

1 非常持ち出し品チェックリスト	11
------------------	----



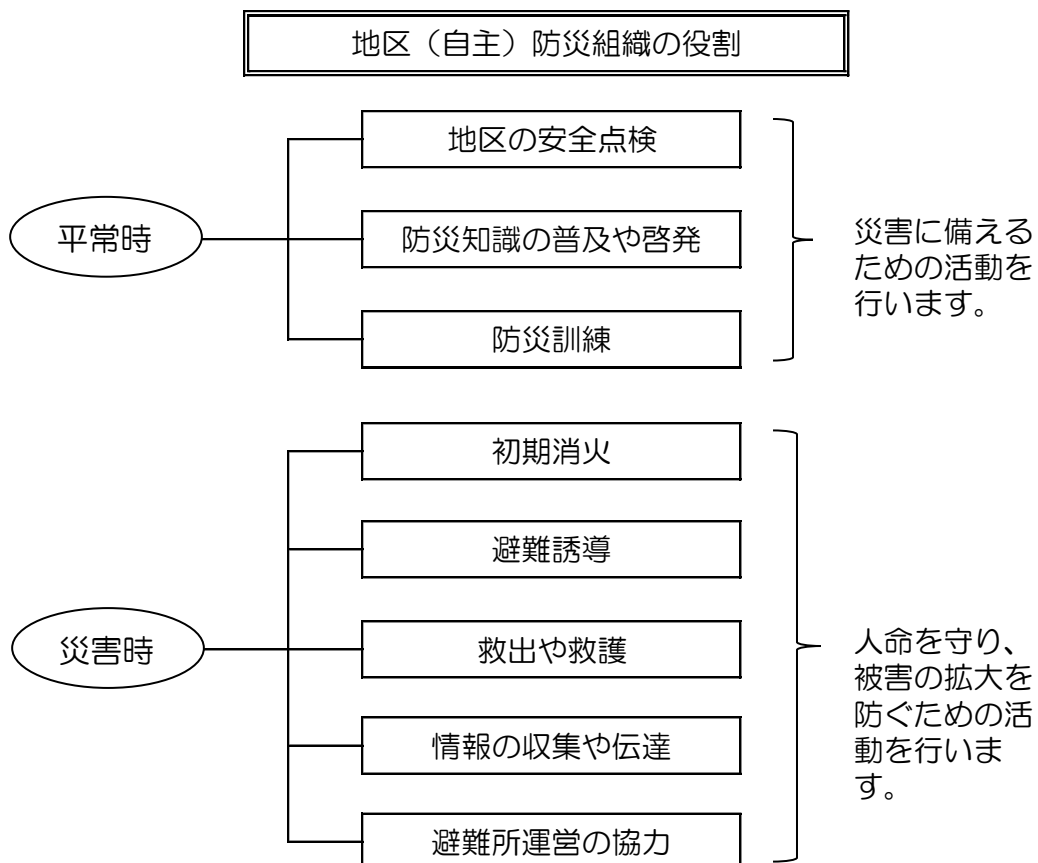
# 1 基本指針

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出にあたって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが共に支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取り組みを計画的に推進するため、地区住民を主体とした自主防災組織(〇〇地区自主防災組織)を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区の防災力を高めていきます。



## 2 計画の対象地区と策定主体

### (1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は、次表の地区を対象として定めます。

対象地区	世帯数	人口	備考

### (2) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は、下記の団体が定めます。

- ① 〇〇地区自主防災組織
- ② ××地区自主防災組織

## 3 地区の特性と予想される災害

### (1) 地区の特性

(例)

- ・〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・対象地区内に土砂災害警戒区域(土砂災害危険箇所)がある。
- ・暴風雨により道路に倒木のおそれのある箇所がある。
- ・河川や用水路の氾濫により浸水する危険がある地区がある。
- ・山麓部の住宅地で斜面地が多い地区である。

など

### (2) 予想される災害

(例)

- ・集中豪雨や台風により次の被害が予想される。
  - ① 〇〇川の氾濫や堤防の決壊、〇〇橋の損壊
  - ② 〇〇地区周辺で家屋への浸水
  - ③ 〇〇地区でがけ崩れの被害
- ・地震による被害
  - ① 家屋の倒壊や火災
  - ② 〇〇地区でがけ崩れの被害
- ・暴風による被害

- ① 家屋や電柱の倒壊

など

## 4 活動内容

### (1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

#### ① 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

#### ② 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### ③ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

#### ④ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

### (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

#### ① 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

#### ② 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人などの救出・救助活動を行います。

#### ③ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

#### ④ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

⑤ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

⑥ 自主避難所開設・運営

自主避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難者と協力しながら良好な避難環境づくりを行います。

⑦ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3)要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人「要配慮者(避難行動要支援者)」です。こうした要配慮者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取組を着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

① 要配慮者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

② 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者に複数の避難支援者を決めてきます。

③ 困った時こそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者には、思いやりの心を持って接します。

④ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑な支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図ります。

## 5 地区の防災対策(具体的な対策)

### (1)防災体制

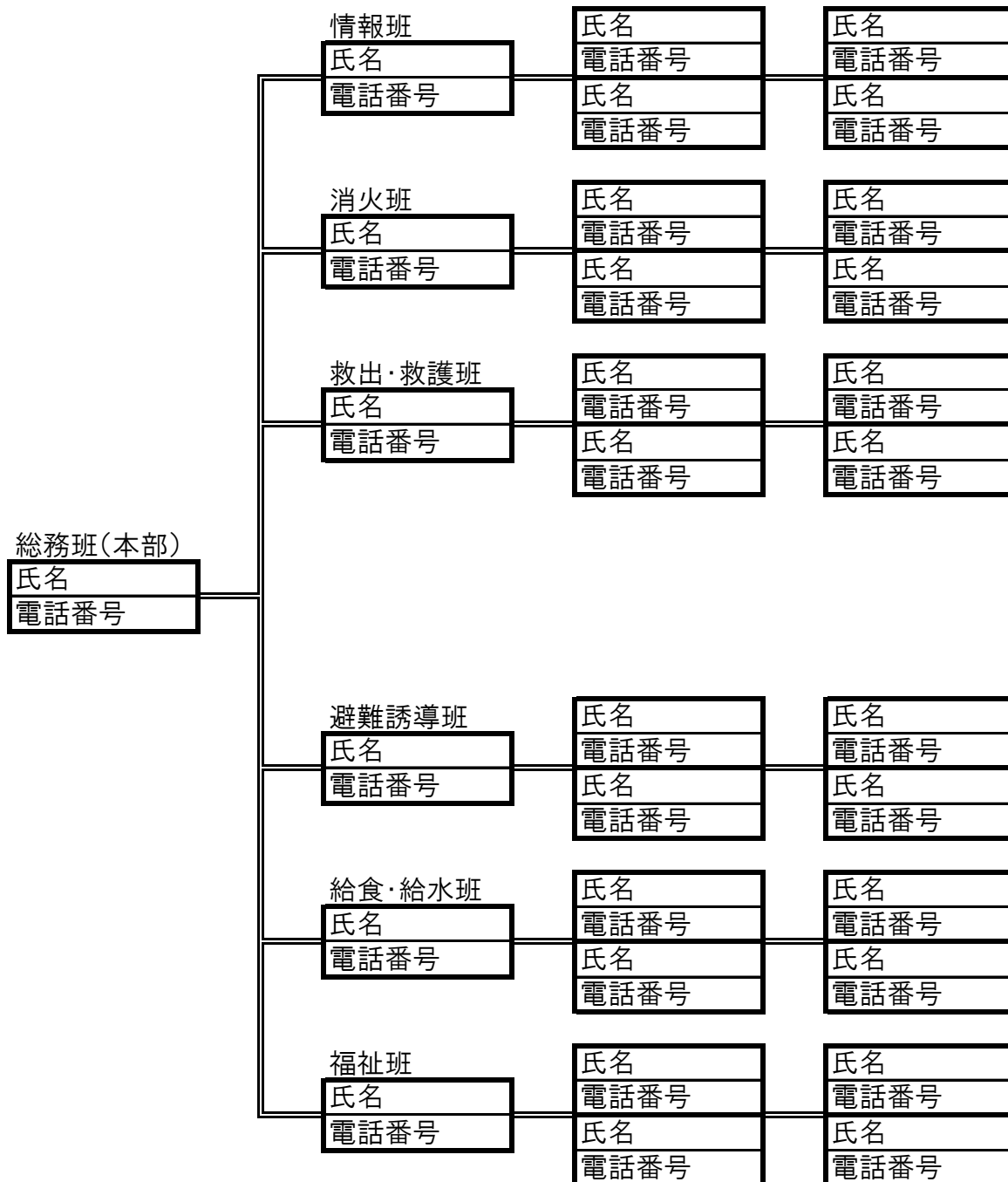
組織名	〇〇自主防災組織		
組織の体制	役職等	氏名	電話番号
	会長		
	副会長		
	副会長		
	会計		
	会計		
	監事		
避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇公民館(集会所)		
	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
避難経路	防災マップのとおり		
緊急時連絡先	連絡先	電話番号	
	那須町役場総務課	0287-72-6902	
	湯本支所	0287-76-3160	
	芦野支所	0287-74-0002	
	伊王野支所	0287-75-0002	
	那須消防署	0287-72-1215	
	湯本分署	0287-76-3200	
	那須塩原警察署	0287-67-0110	
	防災行政無線電話サービス(無料)	0120-55-1123	
	防災行政無線電話サービス(有料)	0180-99-2277	
	災害用伝言ダイヤル(録音時)		
	災害用伝言ダイヤル(再生時)		
	.....		
	.....		
その他特記事項			

## (2)活動体制

### 班 編 成

班 名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班		全体調整、他機関との連絡調整、避難行動要支援者の把握	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
情報班		情報の収集・伝達、広報活動	状況把握、報告活動
消火班		器具点検、防火広報	初期消火活動
救出・救護班		資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
避難誘導班		避難路・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班		器具の点検	水・食料等の配分、炊き出し等の給食・給水活動
福祉班		要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備	要配慮者（避難行動要支援者）への支援

(3)地区の連絡網



(4)防災関連施設

①医療機関

種 別	名 称	住 所	連 絡 先
救急指定医療機関			
その他の医療機関			

②要配慮者(避難行動要支援者)施設

名 称	住 所	連 絡 先	備 考

③その他の施設

名 称	住 所	連 絡 先	備 考



(5)防災資機材など

①防災資機材等一覧

名称	物資名	数量	備考
〇〇公民館(集会所)	発電機		
	投光器		
	ヘルメット		
	スコップ		
	.....		
〇〇防災倉庫	消火器		
	土のう袋		
	.....		

(6)地区防災マップ

地区防災マップ(例)




※那須町防災マップなどを参考に作成してください。

### (7)地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、町や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ① 避難訓練(要配慮者(避難行動要支援者)の支援を含む)
- ② 情報収集・伝達訓練
- ③ 応急手当訓練
- ④ 避難所開設運営訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

### (8)資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者名	内容	時期
消火班		消火器具の点検(整備)	防災訓練前
救出・救護班		防災資機材・救出用器具の点検(整備)	防災訓練前
避難誘導班		避難経路の点検(整備)	毎年 月
給食・給水班		給食・給水器具の点検(整備)	防災訓練前

### (9)要配慮者(避難行動要支援者)への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、民生委員や社会福祉協議会と連携し、要配慮者(避難行動要支援者)の支援体制を整備します。

班名	担当者	内容	時期(目標)
福祉班		支援体制・方法の検討・整理	〇〇年度まで
		対象者の把握(町から提供)	〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

## 資料 1

### 非常持ち出し品チェックリスト

#### ○非常時持ち出し袋

- |  |                                |                                    |                                |
|--|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食           | <input type="checkbox"/> 着替え   | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ     | <input type="checkbox"/> 飲料水   |
| <input type="checkbox"/> レジャーシート       | <input type="checkbox"/> ティッシュ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯      | <input type="checkbox"/> 小銭    |
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ     | <input type="checkbox"/> ロウソク  | <input type="checkbox"/> トイレトペーパー  | <input type="checkbox"/> 救急セット |
| <input type="checkbox"/> モバイル充電器       | <input type="checkbox"/> ライター  | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ     | <input type="checkbox"/> 常備薬   |
| <input type="checkbox"/> 軍手            | <input type="checkbox"/> 毛布    | <input type="checkbox"/> 手袋        | <input type="checkbox"/> 持病薬   |
| <input type="checkbox"/> タオル           | <input type="checkbox"/> 生理用品  | <input type="checkbox"/> 電池(多めに用意) | <input type="checkbox"/> 絆創膏   |
| <input type="checkbox"/> その他生活に欠かせないもの |                                |                                    |                                |

#### ○子どもがいる家庭の備え

- |                                    |                                   |                                    |                              |
|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク(粉ミルク) | <input type="checkbox"/> 子ども用紙オムツ | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶(使い捨て) | <input type="checkbox"/> 離乳食 |
| <input type="checkbox"/> おしりふき     |                                   |                                    |                              |

#### ○高齢者がいる家庭の備え

- |                                  |                              |                                  |                              |
|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ | <input type="checkbox"/> 入れ歯 | <input type="checkbox"/> 入れ歯用洗浄剤 | <input type="checkbox"/> 補聴器 |
| <input type="checkbox"/> 介護用品    | <input type="checkbox"/> 杖   |                                  |                              |

#### ○貴重品等

- |                                  |                                |                                    |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 車や家の予備鍵 | <input type="checkbox"/> 予備メガネ | <input type="checkbox"/> 通帳        | <input type="checkbox"/> 保険証   |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証   | <input type="checkbox"/> 印鑑    | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード | <input type="checkbox"/> パスポート |

#### ○感染症対策物品

- |                              |                                |                                 |                               |
|------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> アルコール | <input type="checkbox"/> ハンドソープ | <input type="checkbox"/> せっけん |
| <input type="checkbox"/> 体温計 |                                |                                 |                               |

非常食や飲料水は、(最低限3日、推奨7日分)×家族分 備蓄しましょう。

ローリングストックを活用し、無駄のない備蓄をしましょう。

このリスト以外にも必要だと思うものは、各家庭で用意してください。

## 地区防災計画提案書

年 月 日

那 須 町 長

様

自主防災組織名

代表者（提案者）氏名

印

所 在 那 須 町 大 字

電 話

見出しのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、那須町地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

## 記

計 画 名	〇〇地区防災計画
対 象 区 域	
作 成 年 月	年 月
提 案 者 氏 名	
提 案 者 住 所	那須町 大字
電 話 番 号	( )

## 添付書類

1. 〇〇地区防災計画
2. 申請者の住所が確認できるもの（免許証の写し等）

# 自主防災組織補助金について

那須町では、令和元年度から、地域防災力の向上を目的として、自主防災組織の結成・自主防災組織が実施する防災事業・防災資機材の購入等に対する補助金の交付を開始しました。

## 補助対象団体

- ・那須町内の自主防災組織（規約・会員名簿等が必要）

## 補助の種類・補助金額

補助の種類	補助の額	備考
自主防災組織結成費	50,000 円	自主防災組織結成時のみ交付(1回限り)
自主防災組織事業費	30,000 円以内	防災事業に関する補助(防災訓練の実施、広報啓発に関する経費等)
防災資機材購入費	100,000 円以内	防災資機材の購入に対する補助(災害備蓄品の購入、発電機の購入等)
防災士資格取得講座受講料	1 名につき 25,000 円以内	防災士取得講座受講料に対する補助(1 自主防災組織 2 名まで)

※1 会計年度につき、1 回限りの交付になります(ただし、自主防災組織結成費補助金は結成年度のみ)。

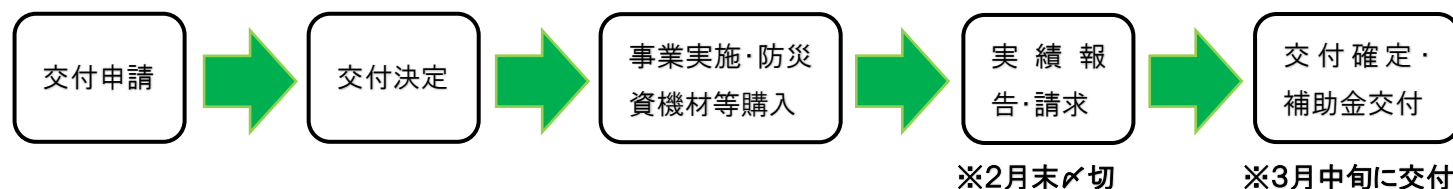
※補助金交付額は、1,000 円未満を切り捨てた額になります。

## 補助金申請方法

「自主防災組織補助金交付申請書」に次の書類を添えて、総務課総務防災係まで申請ください。

- ・自主防災組織結成届出（結成時のみ）
- ・自主防災組織規約（結成時のみ）
- ・自主防災組織事業計画書及び収支予算書
- ・事業に係る見積書、防災資機材購入に係る見積書等

## 補助金交付までの流れ



<問い合わせ先>

〒329-3292

那須町大字寺子丙 3-13

那須町役場総務課総務防災係

TEL 0287-72-6901

FAX 0287-72-1133